

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント利用規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJOポイント部会設置運営規則（以下、「部会規則」という。）第14条に基づき、自身が所有するスマートフォン又はタブレット端末にアプリケーションをインストールした者及び部会規則第4条第2項に基づきLOVESAIJOポイント部会長（以下、「部会長」という。）が指定する手段を用いる者（以下、「利用者」という。）によるLOVESAIJOポイント（以下、「ポイント」という。）の利用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加者情報登録)

第2条 利用者は、アプリおよび部会規則第4条第2項に基づき部会長が指定する手段（以下、「アプリ等」という。）を通じて利用者情報の登録を行うものとする。

2 部会長は、アプリ等を通じて登録された利用者情報を取得し、保存する。

3 部会長は、前々項に基づく登録が次の各号に該当すると判断した場合、登録を拒否することができる。

(1) 登録内容に虚偽の内容が含まれる場合

(2) 本規則等に違反したことにより、利用を中止されたことがある場合

(3) その他、本事業の運営に支障がある場合

4 利用者は、登録内容に変更がある場合、部会長が定める方法に従って、事前に変更手続きを行うものとし、部会長は、変更された利用者情報を取得、保存する。

5 部会長に提出された情報が正確でない場合、または前項の変更手続きを怠った場合、これらに起因して利用者が発生した不利益について、協議会並びにLOVESAIJOポイント部会はその責任を負わない。

(IDの管理責任)

第3条 利用者は、アプリ等を通じて利用者ごとに発行される参加者を識別するための符号（以下、「ID」という。）を第三者に貸与することができない。

2 利用者は、IDやパスワード等を自らの責任で第三者に知られないよう管理し、IDやパスワード等の盗用を防止する措置を行うものとする。

3 ID及びパスワードの紛失による参加者の不利益について、協議会は責任を負わない。

(ポイント付与)

第4条 利用者がポイントの付与を受けようとする場合、アプリ等のQRコードの照合又はその他部会長が指定する方法により行うこととする。

2 アプリ等の不持参、アプリ等やポイント取扱事業者の情報端末の不具合、通信状況等によりポイント付与ができない場合、事後的なポイントを付与は行わない。

3 ポイントの付与数や付与条件等の詳細は、付与対象事業ごとに部会長が定める。

4 ポイントが付与された場合においても、付与条件を満たさないことが判明した場合又は

付与条件を満たさなくなった場合、部会長はポイントの付与を取り消すことができる。ポイントの付与が取り消された結果、保有するポイントがマイナスとなった場合、利用者はマイナス金額分を1ポイントにつき1円の割合で精算しなければならない。

5 利用者は、いかなる場合も付与されたポイントを換金することができない。

(ポイント利用)

第5条 利用者は、1ポイントあたり1円相当の割合で、ポイント取扱事業者での商品・サービス購入時にポイントを利用することができる。

2 利用者は、保有するポイントを協議会が指定する商品等と交換を行うことができる。

3 一度ポイント利用を行った場合、原則としてポイント利用の取り消し及び返還を行うことはできない。

4 次に掲げるものに関する支払いは、ポイントの利用の対象としない。

(1) 商品券、切手、プリペイドカード及び印紙等換金性の高い商品

(2) 税金及び公共料金

(3) たばこ

(4) 取扱店自らの事業活動に伴い発生した買掛金及び未払金

(5) 金融、貸金、保険及び証券に関するもの

(6) 風俗営業に関するもの

(7) 特定の宗教及び政治団体と関わるもの並びに公序良俗に反するもの

(8) 反社会的勢力との関係が認められる事業所に関するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、部会長が特に指定するもの

(ポイント失効等)

第6条 利用者の死亡等により参加者資格を喪失した場合、または第12条の規定により事業への参加を中止した場合、当該利用者が所有するポイントは失効する。

(記録情報の確認)

第7条 利用者は、アプリ等により、IDによって管理されたポイント残高、ポイント履歴等の情報を確認することができる。

(費用負担)

第8条 次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

(1) アプリを利用するスマホ等情報端末の取得・利用に関する費用

(2) 本事業に参加するための通信費、交通費、その他の実費

(3) その他、本事業に参加するための費用

(本規則の変更)

第9条 会長は、相当の事由があると判断した場合には、利用者に事前通知することなく、本規則及び本規則に関連して協議会が個別に提示する条件について、いつでも変更することができる。ただし、利用者への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとする。

2 本規則を変更又は廃止した場合、ホームページ等を通じて速やかに利用者へ通知する。

3 本規則を変更又は廃止した効力が生じた後、利用者が本システムを利用した場合、同時点をもって利用者が本規則の変更を承認したものとみなす。

(参加中止)

第10条 利用者は、前条第1項の変更に変更がある場合又はその他の事由により、本事業への参加を中止することができる。

2 利用者が本規則等に違反した場合、部会長は、当該利用者の本事業への参加を中止することができる。その場合、当該利用者が所持するポイントは失効する。

(個人情報の取扱い)

第11条 部会長は、参加者から個人情報を取得した場合、個人情報保護法、本協議会個人情報保護規則及びその他の関連法令に従って厳重に管理する。

2 部会長は、利用者の個人情報を下記の目的に限って利用する。

(1) 個人認証

(2) 定款変更、事業引継等各種通知

(3) 交換商品等の発送

(4) 利用者の参加記録に基づく統計情報の作成・提供

(5) 本協議会及びLOVESAIJOポイント部会からのイベント、キャンペーン等に関する情報等の告知広告やメールマガジン、記事等の配信

(6) ホームページ等における広告や情報等の配信

(7) ポイント取扱事業者からのイベント、キャンペーン等に関する情報等の告知広告やメールマガジン、記事等の配信等

(8) その他本事業の運営に必要な事項

3 部会長は、前項の目的を果たすため、ポイント取扱事業者等の第三者に対し、利用者の個人情報を提供することができる。これらの場合、部会長は当該第三者に対して守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるように監督する。

4 利用者は、前々項第5号から第7号までの各号及び前項による個人情報の利用または第三者への提供について、部会長に中止を申し出ることができる。この場合、部会長は当該申出後速やかに、当該利用者の個人情報を第2項第5号から第7号までの各号及び第3項による個人情報の利用または第三者への提供を中止する。

5 部会長は、本事業に関する運営業務の一部を第三者に再委託する場合、利用者の個人情報を提供することができる。その場合、部会長は当該第三者に対して守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるように監督する。

6 事務局は、第12条に基づき利用中止となった利用者が発生した場合、当該利用者の個人情報を適切な方法により破棄する。

(禁止事項)

第12条 利用者は、部会長の許可無く次の行為を行ってはならない。次の行為が発見された場合、当該利用者は本事業への参加を中止し、所持するポイントは失効する。

(1) 第三者または協議会及び部会のプライバシー権、名誉権、財産権、その他の権利

を侵害する行為及びその恐れのある行為

- (2) ポイントの第三者への譲渡、貸与
- (3) 一人で複数のIDを使用して本事業に参加する行為
- (4) 本事業に関連するシステム解析、記録情報の改ざん等不正な目的・手段での使用
- (5) 本事業に関連するシステムへの不正なアクセス及び当該侵害行為を助長する行為
- (6) 法令または公序良俗に反する行為

2 部会長は、前項各号の行為が生じたことを発見した場合、速やかに該当する利用者の参加を中止する措置を図るとともに、特に悪質な行為と判断される場合は、速やかに関係当局へ通報しなければならない。

(免責事項)

第13条 通常講ずべきウイルス対策では防止できないウイルス災害、天変地異、通信回線障害等の不可抗力及び協議会または部会長が必要と判断した場合、利用者に事前告知なく一時的に参加者が受けることのできるサービスの提供を中止することができる。

2 本協議会及び部会は、本事業に関して利用者等に生じた損害について、本協議会及び部会の故意または重大な過失の場合を除き、責任を負わない。

3 ポイントに関して発生する公租公課その他の費用については、利用者の負担とする。

4 本事業に関して利用者に損害が発生し、本協議会及び部会が損害賠償責任を負うとされる場合においても、その損害賠償の範囲は、利用者に生じた現実かつ直接の損害に限る。

5 本協議会及びLOVESAIJOポイント部会は、利用者が本事業を通じて得られる情報等について、その完全性、確実性、有効性について保証せず、これらを確認する義務も一切負わない。

(専属的合意管轄)

第14条 本協議会及び利用者は、本規則等に関し、本協議会及び利用者との間に紛争が生じた場合、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。